

## 令和2年山武市議会第2回定例会 議決結果

番 号	件 名	議決月日	議決結果
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月2日	適任と認める
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(山武市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	6月16日	原案承認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(山武市税条例の一部を改正する条例の制定について)	6月16日	原案承認
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて(山武市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	6月16日	原案承認
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて(山武市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)	6月16日	原案承認
議案第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度山武市一般会計補正予算(第1号))	6月16日	原案承認
議案第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度山武市一般会計補正予算(第2号))	6月16日	原案承認
議案第7号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度山武市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))	6月16日	原案承認
議案第8号	山武市長等の給料の特例に関する条例の制定について	6月2日	原案可決
議案第9号	山武市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第10号	山武市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第11号	山武市重度心身障害者の医療費等助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第12号	山武市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月16日	原案可決
議案第13号	令和2年度山武市一般会計補正予算(第3号)	6月16日	原案可決
議案第14号	さんぶの森元気館大規模改修工事請負契約の締結について	6月16日	原案可決
議案第15号	財産の取得について	6月16日	原案可決
議案第16号	令和2年度山武市一般会計補正予算(第4号)	6月16日	原案可決
報告第1号	令和元年度山武市一般会計継続費繰越計算書について	-	報告
報告第2号	令和元年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書について	-	報告
報告第3号	令和元年度山武市一般会計事故繰越し繰越計算書について	-	報告
報告第4号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	-	報告
報告第5号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	-	報告
請願第1号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	6月16日	採 択
請願第2号	「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	6月16日	採 択
発議案第1号	山武市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	6月2日	原案可決
発議案第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	6月16日	原案可決
発議案第3号	国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書について	6月16日	原案可決

※諮問第1号の人権擁護委員の略歴は、次ページへ掲載しております。  
 ※発議案第2号及び発議案第3号の意見書本文についても、次ページに掲載しております。

## 略 歴

氏 名 小池 幾代 (こいけ きよ)

年 齢 60歳

住 所 山武市五木田

職 歴 平成30年 3月から現在 嘱託職員

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	萩生田 光一 様

◆発議案第3号の意見書本文です。

## 国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和3年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
- ・感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること

など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	萩生田 光一 様